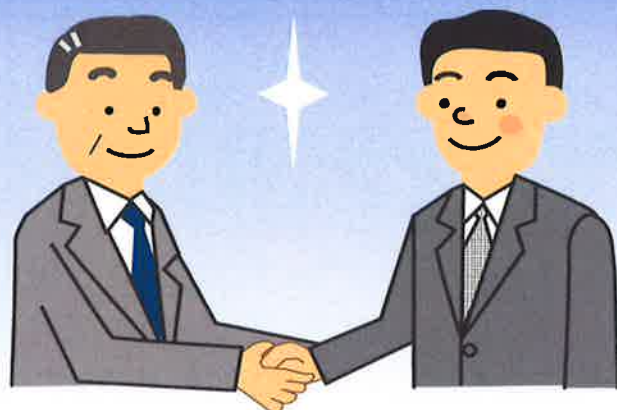


# 中央区高齢者 雇用企業 奨励金



65歳以上の中央区民を

無料職業紹介所シルバーワーク中央またはハローワーク  
の紹介により一定期間継続して雇い入れた（週の労働時間が20時間  
以上のものに限る）事業主に対して**奨励金を交付**します！

## ○奨励金の額

週労働時間20時間以上30時間 未滿の雇用契約を結び、実際に 労働させた場合	6か月間の継続雇用で <b>2万円</b>
	同一人をさらに6か月間の継続雇用で <b>3万円</b>
週労働時間30時間以上の雇用 契約を結び、実際に労働させた 場合（週労働時間20時間以上 30時間未滿の雇用契約でも労働 実績が30時間以上の場合 を含む）	6か月間の継続雇用で <b>4万円</b>
	同一人をさらに6か月間の継続雇用で <b>6万円</b>

## ○交付要件（下記の要件をすべて満たすことが必要です。）

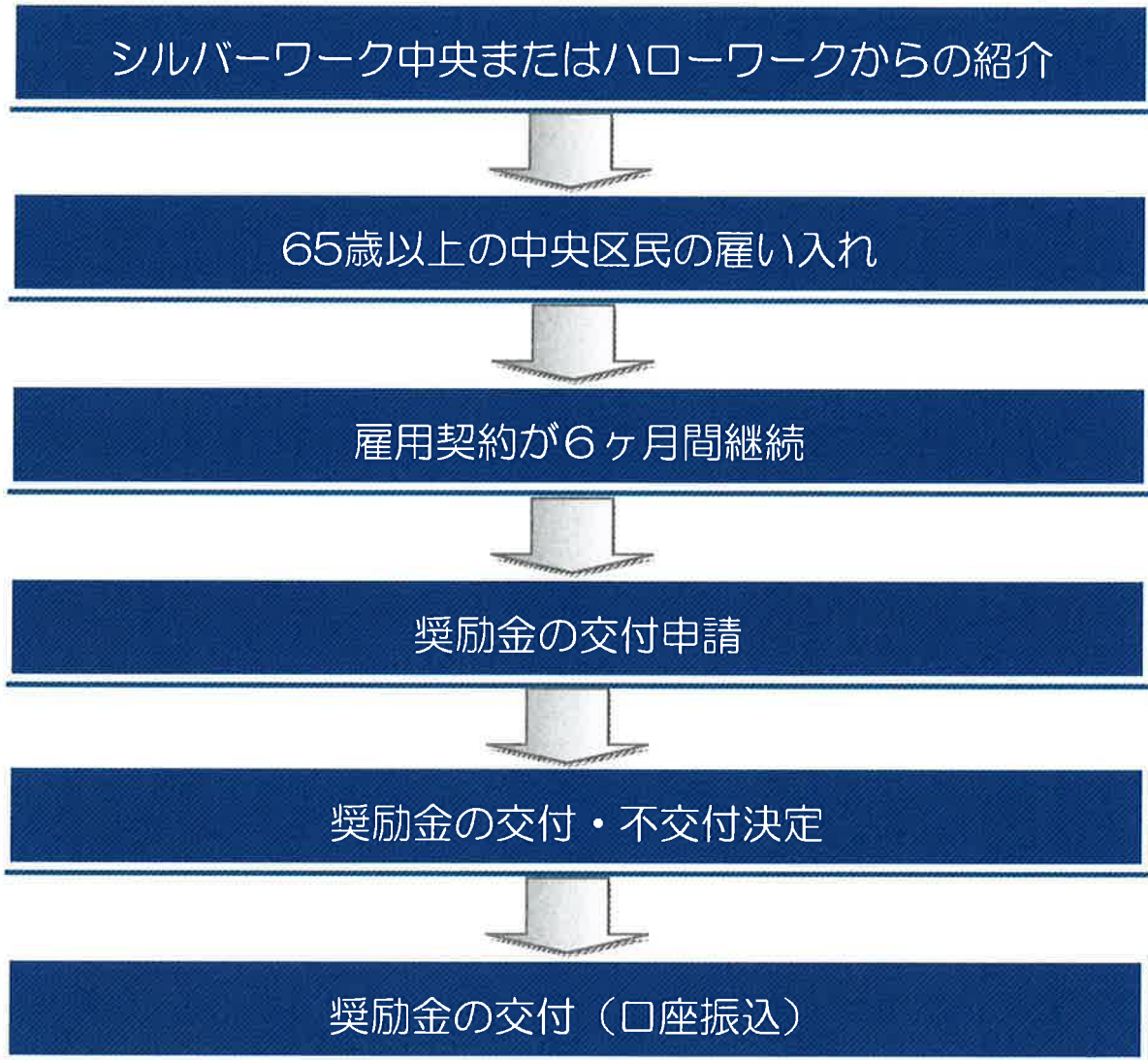
- 1 雇入れ日現在65歳以上の中央区民と週20時間以上の雇用契約を締結し、実際に一定時間労働させていること
- 2 雇用契約締結に当たって、無料職業紹介所シルバーワーク中央またはハローワークから紹介を受けていること
- 3 雇用した高齢者を一定期間継続して雇用していること
- 4 雇用した高齢者について本奨励金の交付を受けたことがないこと
- 5 親族関係等事業主と雇用した高齢者との間に密接な関係がないこと

（裏面へ続く）

## ○ 申請方法

所定の申請書に雇用契約を6ヶ月間継続雇用したことを証する書類（①雇用契約を証する書類（週労働時間20時間以上の雇用契約が確認できるもの） ②出勤簿・タイムカード等の写し ③賃金台帳・給与明細等の写し その他雇用を証する書類等いずれも必要な期間分）④ハローワークからの照会の場合は紹介状の写しまたは照会証明書 を添えて、雇い入れ日から6ヶ月経過した次の3か月以内に申請してください。

## ○ 奨励金交付申請の流れ



### 問い合わせ先

〒104-8404 中央区築地1-1-1

中央区役所 高齢者福祉課 高齢者活動支援係

03-3546-5716

※申請書等につきましては、中央区のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.chuo.lg.jp/index.html>

検索 高齢者雇用促進